# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
18	障害者総合支援に関する事務	基礎項目評価書

### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

長柄町は、障害者総合支援に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

### 評価実施機関名

長柄町長

### 公表日

令和4年3月11日

### I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務							
①事務の名称	障害者総合支援に関する事務						
②事務の概要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき障害者総合支援業務を実施している。 ①申請に基づき、住民票に基づく受給者の障害福祉サービス利用資格について確認し、サービス等利用計画案の提出を依頼する。 ②申請に係る本人及び保護者と面接をし、置かれている環境の調査を行うとともに、利用サービスに関する意向を聴取し、また、必要に応じて、障害支援区分の認定調査を行う。 ③調査結果や医師の意見書などから市町村審査会で障害支援区分の認定を行う。 ④調査事項、障害支援区分、サービス利用計画案を勘案して支給の決定をする。また、世帯構成、世帯員の課税状況、受給者の所得及び生保受給状況等を把握して、自己負担上限額を決定する。 ⑤支給決定障害者と契約を締結した事業者からの請求に対して審査を行い支払を行う。 ⑥精神通院については、申請に基づき、医療保険情報・所得情報・診断書の内容から、自己負担額を決定。 ②申請情報を千葉県に進達。						
③システムの名称	障害者総合支援システム、総合福祉システム、住民基本台帳ネットワークシステム、共通宛名システム、中間サーバー、バックアップシステム						
9 特定個人情報ファイルタ							

#### 2. 特定個人情報ファイル名

障害者総合支援関係情報ファイル

### 3. 個人番号の利用

法令上の根拠

番号法第9条第1項 別表第一(84の項)、内閣府・総務省令第5号 第60条(1号から5号)

#### 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	く選択版 <i>&gt;</i> 1)実施する 2)実施しない 3)未定	
②法令上の根拠	号法第19条第1項第7号 別表第二(16、26、56-2、57、87、107、108、109、110 、内閣府・総務省令第7号 第12条(1号から5号)、第19条(1号から5号)、第31条(1号 、第44条(1号から5号)、第55条(1号から4号)	•

#### 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	健康福祉課		
②所属長の役職名	健康福祉課長		

#### 6. 他の評価実施機関

国民健康保険組合連合会、千葉県

#### 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先 長柄町役場総務課 千葉県長生郡長柄町桜谷712 0475-35-2111

#### 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 長柄町役場総務課 千葉県長生郡長柄町桜谷712 0475-35-2111

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1,000人以上1万人未満 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和4年2月1日 時点					
2. 取扱者勢	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和	]4年2月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

## Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類									
[   基礎	項目評価	書 ]		2) 基礎項	<b>頁目評価書</b>	重点項目評価書 全項目評価書			
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	施機関に	ついては、それぞれ፤	重点項目評	価書又は全項目評価書	において、リスク	7対策の詳細が記載			
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)									
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]	2) 十分で	力を入れている				
3. 特定個人情報の使用									
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[	十分である	]	2) 十分で	力を入れている				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]	2) 十分で	りを入れている				
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱い	の委託			[	]委託しない			
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[	十分である	]	2) 十分で	りを入れている				
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や	情報提供ネットワー	クシステム			]提供・移転しない			
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[	十分である	]	2) 十分で	力を入れている				
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[ ]接続しない(	入手) [	]接続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]	2) 十分で 3) 課題が	力を入れている である が残されている				
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[	十分である	]	2) 十分で	力を入れている				
7. 特定個人情報の保管・注	肖去								
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[	十分である	]	2) 十分で	りを入れている				
8. 監査									
実施の有無	[ ]	自己点検	[ ]	内部監査	[〇] 外部監				
9. 従業者に対する教育・啓	発								
従業者に対する教育・啓発	[	十分に行っている	]	2) 十分(	支> 力を入れて行って こ行っている こ行っていない	こいる			

## 変更箇所

<u> </u>	<u> </u>				
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月11日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第1項第7号 別表第二・・・	番号法第19条第1項第8号 別表第二・・・	事前	